平成２６年（フ）第１１６号
富山県高岡市博労本町７番15号、前住所富山県高岡市二塚708番地
破産者　三木　清隆
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１７号
富山県高岡市博労本町７番15号、前住所富山県高岡市二塚708番地
破産者　三木　尚美
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１４号
富山県高岡市二上98番地
破産者　いなだ襖こと　稲田　耕作
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４１２号
静岡県磐田市東新町１丁目４番４－202号、開始決定時の住所静岡県磐田市大久保734番地177
破産者　青島　艶子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
静岡県浜松市南区楊子町555番地、前住所静岡県浜松市南区恩地町58番地
破産者　鈴木　康太
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
静岡県浜松市東区市野町526番地　松５－102号
破産者　飯田　憲一
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２１８５号
愛知県尾張旭市渋川町２丁目４番地１
破産者　髙山明子こと　朴　　正伊
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８６号
愛知県長久手市富士浦401番地　県営長久手第２住宅１棟509号
破産者　野中　　香
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４６号
名古屋市中区富士見町５丁目15番地　前津荘14号室、住民票上の住所名古屋市中川区宗円町１丁目23番地の３
破産者　もつよしこと　髙谷　正春
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７０５号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番５号
破産者　岡本　　均
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３１号
大阪府枚方市中宮東之町10番14―101号、前住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目１番地の13　207
破産者　中嶋　三郎
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１９１号
大阪府東大阪市川俣３丁目１番30号　５Ａ
破産者　マサキ住建こと　野﨑　正義
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３５号
大阪市平野区平野西３丁目７番６号　エースマンション308
破産者　木場　里美（旧姓森園）
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９４号
兵庫県川西市多田院２丁目19番34号　105、開始決定時の住所大阪府高槻市真上町５丁目43番１－504号
破産者　ハセガワ・クロスこと　長谷川節雄
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１１号
大阪府東大阪市客坊町１番19号
破産者　藤本　秀子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３８号
大阪市西成区玉出東１丁目１番14号　源文化２階１号、前住所大阪市西成区玉出東２丁目14番15―603号
破産者　すし泰こと　稲田三紀男
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３号
大阪府八尾市志紀町南２丁目110番地の５
破産者　濱田　義弘
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７号
大阪府寝屋川市美井元町４番18号
破産者　喜多　政人
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部